

昇段の方法（1級審査・形・審査会・月次試合の受験の仕方）

<初段を取るには次の順序でそれぞれの事項を済ませる>

※ 中学生は1年生の8月、高校生は1年生の6月の一級審査から手続きをする。

- 1 静岡県柔道協会に入会する。(全柔連登録とは別)1級審査を受けるときに入会する。(入会願)
- 2 1級審査を受ける。基礎体力・受身・打込・立技・寝技の実技審査をする。(1級審査申込書)
- 3 1級審査後、形講習会に出て「投の形」を1回受講し、合格証を取得する。(形講習会申込書)
合格証の有効期限は初段取得まで。

※中学生は上記1～3の各項目を1年次の8月以降に済ましておくが良い。

※月次・審査は中学2年次から参加できる。

※中学生以外は1～3の項目が終了してから月次試合・審査会に申し込むことができる。

<初段を取る試合(審査会・月次試合)について>

※試合は国際柔道連盟試合審判規定で行う。試合時間は3分。勝敗の判定基準は、「技有」以上または「指導差2」。開催日は開催一覧参照。

- 1 月次(つきなみ)試合は月次申込書。審査会は審査申込書で申し込む。
- 2 月次・審査とも4回の試合を行う。「勝ち」は1点・「引き分け」は0.5点・「負け」は0点である。
- 3 初段になるために必要な点数は、月次試合・審査会試合の合計が10点であること。
- 4 特別処置として、月次・審査の合計回数が8回以上は成績が0点でも初段合格の審議対象となる。

<二段を取る試合や条件などについて>

- 1 昇段のための試合は、初段昇段後6ヶ月以上経過してから出場できる。
- 2 形講習会で「投の形(捨身技)」を2回受講してから月次・審査に出る。
※形講習会は、初段昇段後すぐに受講できるので早い内に済ますと良い。
- 3 二段取得条件は、初段取得条件と同じであるが、講道館昇段基準及び特別基準を基本とする。

<昇段可能な審査会では、以下の事に注意>

- 1 各段に昇段可能な審査会では、形合格証を持参する。
二段以上の者は講道館館員証(紫のプラスチックカード)も持参する。
- 2 二段以上に昇段可能な審査会では、相当する段に必要な知識を問うペーパー試験が課せられる。

<一般公認個人試合>

- 1 参段以上の公認試合は、柔道祭(東部・県)と県別別柔道大会(年2回)です。※申し込みは県HP確認
- 2 東部では、富士市柔道選手権大会・田方地区柔道大会の2大会で個人公認試合を開催しています。
※ 開催日の1ヶ月前には富士市柔道会・田方地区各道場に問い合わせ、申し込みをする。

<各書類の書き方について>

- 1 各用紙は協会指定の用紙にて申し込む。(用紙は柔道協会東部支部HPからダウンロードする。)
※申込用紙は、年度初めに新様式が掲載されているので、年度初めにHPを見て、旧様式は廃棄する。
- 2 協会からの記入例に習って楷書(パソコン記入でも良い。)で記入する。(記入ミス・記入漏れに注意)
また、1枚の申込書に、男女の混在や段の違う者が混在しないように申込書を分ける。
- 3 審査申込書で過去の成績を記入する欄には、過去に出場(欠席も含む)したすべてを記入すると良い。
- 4 送付先は、昇段に関わる試合・講習会の開催通知に記載してあるところに確実に送付する。

<各申し込みについて>

- 1 年間行事表および昇段に関する試合・講習会一覧を参照し、締切日を厳守して申し込む。
- 2 各申込は各団体から 申込先に申込書を郵送する。
申込先に直接持参(締切日の19時まで)できる場合は、この限りではない。
- 3 参加料は、各人が参加料明細書(本人記入)とともに当日、会場受付に提出する。